

**神戸市国際港都建設計画高度地区計画書ただし書に基づく許可に係る  
神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い**

**(趣旨)**

- 1 この取扱いは、神戸市国際港都建設計画高度地区計画書（第8種を除く。以下「高度地区計画書」という。）ただし書4. 許可による特例（4）に基づく許可（以下「高度地区許可」という。）に際し、形式的審査のみによって、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）が包括的に高度地区許可に必要な同意をしているものと扱う対象を定めることにより、審査会の同意手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

**(対象)**

- 2 次の各号の全てに適合するものについては、高度地区許可に際して、あらかじめ審査会の同意があるものと取り扱う。
  - (1) 阪神・淡路大震災による被害を受け高度地区計画書の規定による許可を受けた建築物の敷地内の増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）であるもの
  - (2) 増築等であって、建築基準法第59条の2第1項に基づく許可に係る神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱いにより、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第59条の2第1項に基づく許可を受けたもの
  - (3) 増築部分が、高度地区計画書（ただし書を除く。）の規定に適合するもの

**(審査会への報告)**

- 3 特定行政庁は、2の規定により高度地区許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

**附則**

**(施行期日)**

- 平成26年5月1日から施行する。  
令和6年7月1日から施行する。